

鳥取県告示第125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成23年3月11日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成23年3月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国安桂木線	変更前	鳥取市蔵田字南代103-2地先から同市橋本字宮ノ下79-2地先まで	6.5~7.6	141.0
	変更後	鳥取市蔵田字南代103-2地先から同市橋本字宮ノ下79-2地先まで	7.0~14.9	155.0
		鳥取市蔵田字南代100-1地先から同市橋本字宮ノ下79-2地先まで	6.5~7.6	101.0